

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 新座市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	4	158,000	6	0	0	158,000
1	71	塩化第二鉄	1	13	530	18	530	0	0
1	80	キシレン	7	2	724,000	2	0	0	724,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	8	25,700	10	25,700	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	2	8	4,500	14	4,500	0	0
1	281	トリクロロエチレン	1	13	3,100	15	3,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	8	1	498,660	3	660	0	498,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	6	4	63,600	8	0	0	63,600
1	300	トルエン	7	2	1,523,700	1	3,700	0	1,520,000
1	304	鉛	1	13	270,000	5	270,000	0	0
1	308	ニッケル	1	13	6,700	13	6,700	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	6	4	458,000	4	0	0	458,000
1	400	ベンゼン	6	4	86,300	7	0	0	86,300
1	412	マンガン及びその化合物	2	8	8,100	12	8,100	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	13	530	18	530	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	13	8,500	11	8,500	0	0
3	21	硝酸	2	8	3,010	16	3,010	0	0
3	35	メタノール	1	13	1,200	17	1,200	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	58,000	9	58,000	0	0
合計			—	—	3,902,130	—	394,230	0	3,507,900

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。